

職長教育

概要

職長教育は一般的な資格取得講習と違い、少人数制のグループ討議が中心です。講習時間は規則で規定されており、12時間（2日間）です。筆記試験はありません。規定の講習時間を終了すれば、「職長」の資格が取得でき、資格証である「職長教育修了証」を交付します。

なお、建設業の方は「職長」の他「安全衛生責任者」の選任が必要な場合がありますので、別講習の「職長・安全衛生責任者教育」の受講をご検討ください。

根拠法令

労働安全衛生法 第60条

事業者は、その事業場の業種が政令で定めるものに該当するときは、新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者(作業主任者を除く。)に対し、次の事項について、労働省令で定めるところにより、安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

- 1 作業方法の決定及び労働者の配置に関すること。
- 2 労働者に対する指導又は監督の方法に関すること。
- 3 前2号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な事項で、労働省令で定めるもの。

労働安全衛生法施行令 第19条（職長等の教育を行なうべき業種）

法第60条の政令で定める業種は、次のとおりとする。

- 1 建設業
- 2 製造業 ただし、次に掲げるものを除く。
 - イ たばこ製造業
 - ロ 繊維工業（紡績業及び染色整理業を除く。）
 - ハ 衣服その他の繊維製品製造業
 - ニ 紙加工品製造業（セロハン製造業を除く。）

- 3 電気業
- 4 ガス業
- 5 自動車整備業
- 6 機械修理業

※令和5年4月から、職長教育が必要な業種に「食料品製造業」、「新聞業、出版業、製本業および印刷物加工業」が追加となりました。

労働安全衛生規則 第40条（職長等の教育）

① 法第60条第3号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 1 法第28条の2第1項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること。
- 2 異常時等における措置に関すること。

3 その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関すること。

② 法第60条の安全又は衛生のための教育は、次の表の左欄に掲げる事項について、同表の右欄に掲げる時間以上行わなければならないものとする。

※赤枠内が本教育（職長教育）のカリキュラムです。

「安全衛生責任者の職務等」「総括安全衛生管理の進め方」は含まれませんのでご注意ください。

事項	職長教育 (時間)	安全衛生責任者 教育 (時間)
作業方法の決定及び労働者の配置に関すること 1 作業手順の定め方 2 労働者の適正な配置の方法	2	2
労働者に対する指導又は監督の方法に関すること 1 指導及び教育の方法 2 作業中における監督及び指示の方法	2.5	2.5
危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること 1 危険性又は有害性等の調査の方法 2 危険性又は有害性等の調査の結果に基づき講ずる措置 3 設備、作業等の具体的な改善の方法	4	4
異常時等における措置に関すること 1 異常時における措置 2 災害発生時における措置	1.5	1.5
その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関すること 1 作業に係る設備及び作業場の保守管理の方法 2 労働災害防止についての関心の保持及び労働者の創意工夫を引き出す方法	2	2
安全衛生責任者の職務等 1 安全衛生責任者の役割 2 安全衛生責任者の心構え 3 労働安全衛生関係法令等の関係条項	-	1
総括安全衛生管理の進め方 1 安全施工サイクル 2 安全工程打合せの進め方	-	1

③ 事業者は、前項の表の上欄に掲げる事項の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められる者については、当該事項に関する教育を省略することができる。

一般財団法人 労働安全衛生管理協会

本部事務局 〒336 - 0017 さいたま市南区南浦和 2 - 27 - 15 (信庄ビル 3 階)

日程のご確認、お申し込みはホームページからお願いします。

<http://www.roudouanzen.com>